

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

処分庁

岡山市南区南福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成24年7月19日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が平成24年7月9日付け、岡南福第967号で請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分のうち移送費に係る部分については取り消し、その余については棄却する。

理 由

第1 本件審査請求の趣旨及び理由

請求人の居住している住宅（以下「請求人宅」という。）は老朽化し修繕をしなければ居住できない状態であるが、家主からは修繕もできず取り壊すので立ち退くよう求められ、転居費用も負担してもらえないことから、処分庁に対して転居に要す

る費用を申請したにもかかわらず、転居費用の支給ができないとした本件処分は違法又は不当であるので、その取消しを求めるものと解し、以下そのように取り扱う。

第2 処分庁の弁明

敷金等支給要件のうち、「老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合」についてケース検討会議を開催し、次の理由により本件処分を決定したものであり、本件処分は適法かつ正当である。

- 1 借家住居の老朽化は、補修すれば居住可能な程度であり、直ちに転居を要する緊急性は無いこと。
- 2 借家住宅の老朽化による不具合については、家主に相談して解決を図るべきであること。
- 3 老朽化等に関し、賃貸人の意向を確認できる書類の提出はいまだ無いこと。
- 4 本件申請が他の敷金等支給要件にも該当しないこと。
- 5 請求人は処分庁の説明に対して冷静に応じることなく、書面での早急な回答を要求するだけであること。
- 6 請求人は転居先借家の契約を本件申請時点で締結しており、請求人世帯に不要な負担を発生させないために、同契約内容の見直しを行う機会を早急に与えることが当該世帯にとって不利益な状況が発生することを防ぐ可能性があること。

第3 当庁の認定事実

- 1 請求人は、平成24年6月29日に処分庁に対して生活保護法に基づく保護変更申請（転居費用の申請）を行ったこと。
- 2 平成24年7月4日に処分庁の担当者が、請求人宅を訪問し、玄関先の雨漏り、居間の床のきしみ、風呂場の亀裂、台所の壁のしみ等を確認するとともに、請求人の母（以下「母」という。）に対し、老朽化に伴う修繕について、家主が対応するものであり、家主が対応しないのであれば弁護士に相談したらどうかと助言したこと。
- 3 平成24年7月5日に処分庁の査察指導員が、請求人に対して、家主が退去を求めているのであれば、書面で示してもらおうよう指示したこと。
- 4 平成24年7月9日に処分庁の査察指導員と担当者が、請求人宅を訪問し、住めない状況ではないことを確認したこと。
- 5 平成24年7月9日に処分庁はケース検討会議を開催し、転居費用について

の支給要件に該当しないとして本件処分を決定したこと。

6 平成24年8月30日に、当庁は請求人宅の管理会社である [REDACTED] [REDACTED] (以下「管理会社」という。) の [REDACTED] 氏から参考人として次のとおり陳述を得たこと。

- (1) 請求人宅については、現状で十分居住できる状況であり、修理する必要があるれば修理するつもりはある。
- (2) 家主とも管理会社として連絡は取ってきた。
- (3) 請求人や母から修理の要求や状況の報告はない。
- (4) 請求人が提出した家主作成の文書については、全く知らない。
- (5) 家主からも管理会社からも請求人や母に対して立ち退きを求めたことはない。

第4 当庁の判断

生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け、社発第246号。厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）力によると、被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、厚生労働大臣が別に定める額に1.3を乗じて得た額（以下「オに定める額」という。）以内の家賃、間代、地代等を必要とする住居に転居するときは、オに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこととされている。

さらに、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け、社保第34号。厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の30によると、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものであるとされている。

- 1 入院患者が実施機関の指導に基づいて退院するに際し帰住する住居がない場合
- 2 実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住居に転居する場合
- 3 土地収用法、都市計画法等の定めるところにより立退きを強制され、転居を必要とする場合
- 4 退職等により社宅等から転居する場合
- 5 法令又は管理者の指示により社会福祉施設等から退所するに際し帰住する住

居がない場合（当該退所が施設入所の目的を達したことによる場合に限る。）

- 6 宿泊提供施設、無料低額宿泊所（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設をいう。以下同じ。）等を一時的な起居の場として利用している場合であって、居宅生活ができると認められる場合
- 7 現在の居住地が就労の場所から遠距離にあり、通勤が著しく困難であって、当該就労の場所の近くに転居することが、世帯の収入の増加、当該就労者の健康の維持等世帯の自立助長に特に効果的に役立つと認められる場合
- 8 火災等の災害により現住居が消滅し、又は、居住にたえない状態になったと認められる場合
- 9 老朽又は破損により居住にたえない状態になったと認められる場合
- 10 世帯人員からみて著しく狭隘であると認められる場合
- 11 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合
- 12 住宅が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合
- 13 家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合
- 14 離婚（事実婚の解消を含む。）により新たに住居を必要とする場合
- 15 高齢者、身体障害者等が扶養義務者の日常的介護を受けるため、扶養義務者の住居の近隣に転居する場合
または、双方が被保護者であって、扶養義務者が日常的介護のために高齢者、身体障害者等の住居の近隣に転居する場合
- 16 被保護者の状態等を考慮の上、適切な法定施設（グループホームや有料老人ホーム等、社会福祉各法に規定されている施設をいう。）に入居する場合であって、やむを得ない場合

まず、これを本件審査請求についてみると、第3の2、4及び6のとおり請求人宅は居住にたえない状態にあるとは認められない。また、第3の3のとおり処分庁は請求人に、家主が退去を求めているのであれば書面で提出するよう伝えているが平成24年7月9日までに提出された事実は認められず、第3の6のとおり家主が退去を求めていた事実も認められない。請求人は、審査請求書に家主が作成したとされる書面を添付しているが、当該書面を同日までに処分庁に提出した事実は認め

られない。また、第3の6のとおり管理会社も当該書面についての存在を知っていないことから、当該書面をもって家主が請求人に立ち退きを要求しているとは認められない。

このことから、今回の転居が課長通知第7の30の9又は13に該当するとは認められない。

課長通知第7の30のその他の項目についても今回の転居については明白に該当しないことから、転居に際し、敷金等を必要とする場合には該当しないとして処分庁が敷金等を支給しなかったことについて違法又は不当な点は認められない。

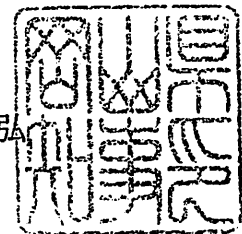
次に、局長通知第7の2(7)アによると、移送は、次のいずれかに該当する場合において他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととされており、移送費が支給できる場合としては、同(7)ア(サ)において、被保護者が転居する場合(中略)で、真にやむを得ないときとされており、この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえないとされている。この「真にやむを得ないとき」とは、転居等に伴う移送費の必要性を問題としており、転居そのものの必要性を問題とするものではない点で、敷金等の支給とは取扱いが異なるものである。

処分庁が、第3の5のとおり転居費用について支給要件に該当しないと判断していることについて、ケース検討会議において、敷金等については支給要件に該当するかどうかを検討しているが、移送費については真にやむを得ないかどうかを検討していないことから、その手続は違法又は不当であると認められる。

以上のとおり、本件審査請求のうち移送費に係る部分については理由があり、その余については理由がないので、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項及び第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年9月20日

岡山県知事 石井正弘



(教示)

この裁決に不服があるときは、次のことを行うことができる。

- (1) この裁決のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求を行うこと（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、再審査請求をすることができない。）。
- (2) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岡山市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となる。）本件処分取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (3) この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、岡山県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となる。）この裁決取消しの訴えを提起すること（ただし、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、訴えを提起することができない。）。
- (4) (1)から(3)までのいずれについても行うこと。